

平成21年12月11日

第2138号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

- 基本測量実施の通知（550・建設管理課）…………… 1
- 都市計画の案の作成に係る公聴会の開催（551・都市計画課）…………… 1
- 証紙売りさばきの廃止の届出（552・会計管財課）…………… 1
- 道路の供用開始（553・秋田地域振興局建設部）…………… 2
- 道路の供用開始（554、555・仙北地域振興局建設部）…………… 2
- 道路の供用開始（556・平鹿地域振興局建設部）…………… 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民文化政策課） 2件…………… 3
- 特定調達契約に係る落札者の決定（山本地域振興局総務企画部）…………… 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（特別支援教育課）…………… 4

告 示

秋田県告示第550号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成21年12月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類
精密地形調査業務
- 2 作業を行う地域
秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、山本郡三種町、南秋田郡五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村
- 3 作業を行う期間
平成21年12月1日から平成23年3月31日まで

秋田県告示第551号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則（昭和45年秋田県規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、公告する。

平成21年12月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 公聴会の日時
平成22年1月8日（金）午後2時30分
- 2 公聴会の場所
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県議会棟1階大会議室
- 3 定めようとする都市計画の構想
仁賀保都市計画、金浦都市計画及び象潟都市計画の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の決定素案当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課及びにかほ市建設部都市整備課に備え置いて、平成21年12月11日（金）から平成22年1月8日（金）までの間、縦覧に供する。
- 4 公述申出書の提出期限等
 - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成21年12月18日（金）から同月25日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を、5に掲げる場所に提出すること。
 - (2) (1)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）の数を制限することができる。
 - (3) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することができる。

(4) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。

(5) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。

5 問い合わせ先

秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課 電話018(860)2442

秋田県告示第552号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第5項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成21年12月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名（事務所の所在地及び名称）

仙北市角館町小勝田下川原1番地19 清 水 友 信

秋田県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成21年12月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	入道崎寒風山線	男鹿市脇本浦田字丸森18番1地先から富永字大牧197番1地先まで

2 供用開始の期日 平成21年12月16日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成21年12月11日から同月24日まで

秋田県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成21年12月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	大曲大森羽後線	大仙市大曲金谷町60番28地先から95番25まで

2 供用開始の期日 平成21年12月11日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成21年12月11日から同月24日まで

秋田県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成21年12月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一 般 国 道	105号	仙北市西木町西明寺字梨子木台527番5から字松木台45番5まで

- 2 供用開始の期日 平成21年12月11日
 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
 (2) 期間 平成21年12月11日から同月24日まで

秋田県告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成21年12月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	横手大森大内線	横手市上八丁字上水越141番から塚堀字塚腰113番1地先まで

- 2 供用開始の期日 平成21年12月11日
 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
 (2) 期間 平成21年12月11日から同月24日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成21年12月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成21年11月30日
 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人秋田県就労支援事業者機構
 3 代表者の氏名
小 畑 悟
 4 主たる事務所の所在地
秋田市山王七丁目1番2号
 5 定款に記載された目的

本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、秋田県内の経済団体、事業者団体、事業者の立場から、犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成21年12月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成21年11月30日
 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 希望の空
 3 代表者の氏名
栗 田 憲 一
 4 主たる事務所の所在地
秋田県横手市

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者の人に対して、共同生活、就労移行、就労継続に関する事業を行い、障害者の自立に寄与することを目的とする。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成21年12月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
凍結抑制剤 3,600トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県山本地域振興局総務企画部 能代市御指南町1番10号
- 3 落札者を決定した日
平成21年11月18日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社 秋田デイクライト 秋田市飯島字穀丁大谷地1番地19
- 5 落札金額（500キログラム当たりの単価）
14,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成21年10月9日

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成21年12月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託の名称及び数量
秋田県子ども総合支援エリア（仮称）聴覚障害者用放送システム構築業務委託 一式
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期限
平成22年3月31日まで
 - (4) 業務場所
別途指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 次に掲げる者以外の者
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者。
 - ウ 参加資格確認の日において、現に県の指名停止措置を受けている者。
 - (2) 本業務と同種の業務または同程度のデジタルサイネージシステム構築の実績がある者。
 - (3) 当該入札にかかる入札説明書の交付を受けていること。
 - (4) 共同企業体による参加も認めるが、その事実を証明する協定書等の写しを添付すること。この場合、(2)の実績については、構成員のいずれかの実績があれば必要な条件を満たすものとする。
- 3 契約条項等を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-8580 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県教育庁特別支援教育課（電話番号018-860-5131）
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成21年12月11日（金）から平成22年1月13日（水）までの期間の、午前9時から午後5時まで交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成22年1月20日(水)午前10時

秋田地方総合庁舎5階 第10会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

7 概要

Summary

1 Subject matter

A broadcast system for the hearing impaired

2 Time-limit of tender

10:00 A.M. 20 January, 2010

3 Contact point for the notice

Special Support Education Division, Akita Prefectural Bureau of Education 3-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8580 Japan TEL 018-860-5131

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号